

利便施設協定について

国土交通省 道路局 路政課

ある日の午後。道路局路政課の一年生である道子係員と、先輩の道川係長が、何やら道路法について話しているようです。

道川 もうお昼休みが終わってしまったなあ。今日はバタバタしていてランチをゆっくりとれなかったよ。道子さんは普段ランチはどうしているの？

道子 食堂へ行ったり、庁舎の外のベンチでお弁当を食べたりしていますよ。

道川 そうなんだ。外でランチをするのもいいものだよな。
ところで、道路管理者が道路に設けているベンチは、道路法（以下「法」という。）においてどのような位置付けになるのだったかな？

道子 道路管理者が道路に設けているベンチは、法第2条第2項に規定されている道路の附属物（道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物）のうちの一つとして位置付けられます。道路附属物は同項各号に列挙されていますが、そのうちベンチは第8号に規定されている政令で定めるものにあたり、道路法施行令（以下「令」という。）第34条の3第1項第2号において掲げられています。

道川 うん、そうだね。
さて、ではここで質問なんだけど、道路の区域外にありながら、道路管理者が管理しているものがあるのは知っているかな？

道子 いえ、知りませんでした。どのようなものがあるのでしょうか？

道川 法第48条の20に規定されているよ。条文を読んでみてごらん。

道子 はい。
…なるほど。道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の

通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利を有する者）との間において、利便施設協定を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができるんですね。

道川 そうだね。つまり、道路外利便施設は、工作物等がもたらす道路の通行者又は利用者の利便の確保という効果（以下「効果」という。）を代替できるものだけということだね。ここまではいいかな？

道子 はい。

道川 よし。では、法第 48 条の 20 の規定の意味を確認していこうか。
道子さんが条文を読んでみて、気になった点を挙げてみてくれるかい？

道子 はい。
まず、道路に工作物等を設けることが道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合というのは、具体的にどういう状況を指しているのでしょうか？

道川 市街化が進展した地域で、既存の道路の幅員が狭いために当該道路に工作物等を設けることができず、また、当該道路を拡幅して設けることも困難な場合のことだよ。

道子 なるほど。
次に、道路に工作物等を設けることが困難な場合に、なぜ、道路外利便施設を道路管理者が管理できることとしたのでしょうか？

道川 道路外利便施設所有者等が、例えば管理に係る費用を負担できないという理由で、道路外利便施設の長期的かつ適切な管理を行うことができない場合には、当該道路利便施設の効果が発揮されなくなってしまうからだよ。

道子 なるほど。
利便施設協定は、道路管理者にとっては道路に工作物等を設けたり道路を拡幅したりすることなく工作物等がもたらす効果を確保できるというメリットが、道路外利便施設所有者等にとっては道路外利便施設の管理費用を軽減できるというメリットがある制度なのですね。

道川 うん、そういうことだ。
さて、次に利便施設協定の具体的な中身を確認していこうか。
まず利便施設協定には、当該協定の目的となる道路外利便施設として具体的にどのようなものが定められていたかな？

道子 はい。

まず、先ほど条文を読んだとおり、法 48 条の 21 で並木と街灯が定められています。

また、令第 35 条の 6 には、

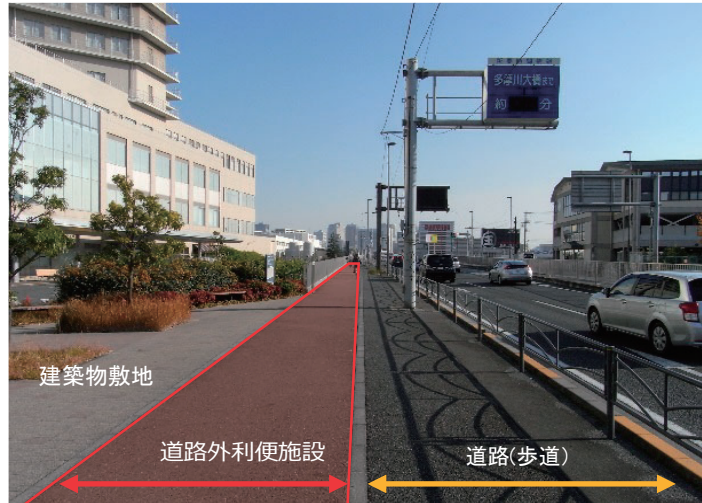
- ①道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの
 - ②道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識
 - ③自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）
 - ④道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
 - ⑤花壇その他道路の緑化のための施設
 - ⑥道路に接して設けられた公衆便所
- の 6 つが定められています。

道川 うん、そのとおりだ。

ちなみに①の例としては、いわゆる公開空地があげられるよ。

道子 公開空地というと、例えば都心のビルの敷地内で見られるような、一般の利用に開放されている空間のことでしょうか？

道川 そうだね。そして、公開空地が、道路と、当該道路に沿って設けられた建築物との間にある場合には、道路外利便施設になり得るといふことなんだよ（図参照）。



(図) 道路外利便施設である公開空地の例

道子 なるほど、よくわかりました。

このほか、利便施設協定には、道路外利便施設の管理の方法等を定めることとなっており、当該協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならないとされているんですね。

道川 そうだね。

それから、利便施設協定を締結した後の手続についても、法第 48 条の 21 第 3 項に規定されているよ。すなわち、道路管理者は、利便施設協定を締結したときは遅滞なくその旨を公示し、かつ、

当該利便施設協定の写しを一般の閲覧に供さなければならないんだ。

道子 なるほど。

そして、法第 48 条の 22 においては、利便施設協定が締結され、当該協定が公示された後において道路外利便施設所有者等となった者に対しても、当該協定は効力があると定められていますね。これは、一度締結した利便施設協定の効力について万全を期すための規定ということでしょうか？

道川 そのとおり。道路外利便施設所有者等は、道路管理者との間に利便施設協定を締結した後も当該道路外利便施設を自由に譲渡、処分することができるけれど、道路外利便施設所有者等が替わるたびに当該協定を締結しては、道路外利便施設がもたらす効果の安定性を欠くことになるからね。

道子 なるほど。

利便施設協定について、大変勉強になりました。ありがとうございました。

(参照条文)

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止^{こまどめ}

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3～5 (略)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～4 (略)

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の二十 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下この項において「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十二において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「利便施設協定」という。）を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

- 一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設（以下「協定利便施設」という。）
- 二 協定利便施設の管理の方法
- 三 利便施設協定の有効期間
- 四 利便施設協定に違反した場合の措置
- 五 利便施設協定の掲示方法
- 六 その他協定利便施設の管理に関し必要な事項

2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(利便施設協定の縦覧等)

第四十八条の二十一 道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さな

なければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。
- 3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。
- 4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(利便施設協定の効力)

第四十八条の二十二 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた利便施設協定は、その公示のあつた後において協定利便施設の道路外利便施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第三十五条の六 法第四十八条の二十第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路に沿つて設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）
- 二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識
- 三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）
- 四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- 五 花壇その他道路の緑化のための施設
- 六 道路に接して設けられた公衆便所